

ニセコ町国民健康保険税条例の改正案について

令和7年2月 税務課

1. 改正の目的

将来にわたって健全な国民健康保険制度の運営を目指し、被保険者の負担能力に応じた公平な保険税負担となるよう、国民健康保険税の計算方法の改正を行います。
なお、改正にあたっては、以下の2つの理由に基づき行います。

(1) 国の税制改正大綱に基づくもの

①課税限度額の引き上げ：年間課税限度額が下表のとおり引き上げ。これにより、**限度額総額は年額3万円の増額**となります。

区分	医療分	後期分	介護分	合計
現行制度	65万円	24万円	17万円	106万円
改正案	66万円	26万円	17万円	109万円
差額	1万円	2万円	0円	3万円

②軽減対象枠の拡大：均等割と平等割を軽減する所得基準が下表のとおり拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減が図られます。

区分	現行制度	改正案
5割軽減となる所得基準	29万5千円	30万5千円
2割軽減となる所得基準	54万5千円	56万円

(2) 令和12年度(2030年度)に国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に完全移行することを見越し、北海道の標準的な考え方に沿った税率への改正

これまで、市町村が個別に運営してきた国民健康保険制度ですが、人口の減少や少子高齢化などにより、市町村単独での運営は困難になりつつあります。そこでわが国では、令和12年度(2030年度)から都道府県を単位とした国民健康保険制度へと移行することになっています。

これまで市町村が個別に国保制度を運営していた時は、産業構造や被保険者の所得状況など、市町村個別の事情を反映した個別の税率で国民健康保険税(料)は課税されてきました。しかし今後は、北海道全体の状況による保険税(料)が賦課されることになります。現在は令和12年度の完全移行に向けた準備期間となり、各市町村がそれぞれこれまでの個別税率から北海道全体の標準的な税率への移行を試みています。

本町では、これまで数年かけて段階的に北海道が示す標準的な税率への移行を進め、**令和5年度に標準的な税率への移行を終えました**。今回も、北海道から令和7年度に必要な財源を確保するうえで示された、標準的な税率に合わせるための改正を行います(今回は、**応益割は前年度据え置き、応能割は前年度からわずかに引き下げ**)。

(3) 18歳未満の子どもにかかる国保税額的全額免除(ニセコ町独自の方針)

子育て支援の充実を図る取り組みの一環として、子どもを扶養する世帯の経済的負担軽減のため、18歳未満の子どもに係る国民健康保険税(均等割額)について、**全額免除**を行います。

なお、子どもに係る均等割額の軽減は、全国一律の取り組みとして未就学児に限り、令和4年度から5割軽減する仕組みが導入されています。この度本町では、さらにこの軽減策を拡充し、18歳未満の子どもについて全額免除する規定に改正を行います。また、免除の対象は世帯の所得の状況にかかわらず、国民健康保険の被保険者である18歳未満の子どもに対し一律で適用します。

2. 改正案の実施 令和7年度分の国民健康保険税から適用

3. 改正案に基づく区分ごとの税率の新旧対照表(上段が現行制度、下段が改正案(太字部分が改正箇所))

(1) 基本税率(所得軽減なし)

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分					
		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割			
			所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
現行制度	一般世帯	65	8.11	26,000	26,300	24	2.83	9,400	9,600	17	1.99	8,900	7,100		
	特定世帯(軽減1/2)													13,150	4,800
	特定継続世帯(軽減1/4)													19,725	7,200
改正案	一般世帯	66	8.00	26,000	26,300	26	2.58	9,400	9,600	17	1.98	8,900	7,100		
	特定世帯(軽減1/2)													13,150	4,800
	特定継続世帯(軽減1/4)													19,725	7,200

(2) 7割軽減(表記数値は軽減額)

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分					
		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割			
			所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
現行制度	一般世帯	/	/	18,200	18,410	/	/	6,580	6,720	/	/	6,230	4,970		
	特定世帯(軽減1/2)													9,205	3,360
	特定継続世帯(軽減1/4)													13,808	5,040
改正案	一般世帯	/	/	18,200	18,410	/	/	6,580	6,720	/	/	6,230	4,970		
	特定世帯(軽減1/2)													9,205	3,360
	特定継続世帯(軽減1/4)													13,808	5,040

(3) 5割軽減(表記数値は軽減額)

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分					
		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割			
			所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
現行制度	一般世帯	/	/	13,000	13,150	/	/	4,700	4,800	/	/	4,450	3,550		
	特定世帯(軽減1/2)													6,575	2,400
	特定継続世帯(軽減1/4)													9,863	3,600
改正案	一般世帯	/	/	13,000	13,150	/	/	4,700	4,800	/	/	4,450	3,550		
	特定世帯(軽減1/2)													6,575	2,400
	特定継続世帯(軽減1/4)													9,863	3,600

(4) 2割軽減(表記数値は軽減額)

区分	世帯区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分					
		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割		限度額(万円)	応能割	応益割			
			所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
現行制度	一般世帯	/	/	5,200	5,260	/	/	1,880	1,920	/	/	1,780	1,420		
	特定世帯(軽減1/2)													2,630	960
	特定継続世帯(軽減1/4)													3,945	1,440
改正案	一般世帯	/	/	5,200	5,260	/	/	1,880	1,920	/	/	1,780	1,420		
	特定世帯(軽減1/2)													2,630	960
	特定継続世帯(軽減1/4)													3,945	1,440